

<注記>

(1) 重要な会計方針

① 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、将来の予見しがたい労働災害等に係る調査研究業務への柔軟な対応を確保する観点から困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

② 減価償却の会計処理方法

I 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	4～42年
機械及び装置	3～15年
車両運搬具	5年
工具器具備品	3～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

II 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

④ 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第 38 に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法

未成受託研究支出金

個別法による低価法

⑥ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

平成 22 年 3 月末の 10 年もの国債の利率を参考に 1.395% で計算しております。

⑦ リース取引の処理

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 貸借対照表関係

① 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

72,579,266 円

② 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

878,162,295 円

(3) 損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は 228,016 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 15,759,025 円であります。

(4) キャッシュ・フロー計算書関係

- ① 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳  
現金及び預金勘定

1,121,771,526 円

- ② 重要な非資金取引  
寄附の受入による資産の取得

3,500,000 円

ファイナンス・リース契約による資産の取得

36,071,700 円

(5) 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち、6,938,977円は、国又は地方公共団体からの出向者に係るものです。

(6) 重要な債務負担行為

契約内容 労働安全衛生総合研究所耐震改修工事について

契約額 152,176,500円

翌期以降の支払金額 91,305,900円

(7) 金融商品関係

当事業年度より、改定後の独立行政法人会計基準第80の規定を適用して金融商品の時価等に関する注記を行っております。

- ① 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

- ② 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1, 121, 771, 526	1, 121, 771, 526	-
(2) 未収金	24, 516, 034	24, 516, 034	-
(3) 未払金	(474, 919, 677)	(474, 919, 677)	(-)

(注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

(1) 現金及び預金、(2) 未収金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 区分経理

独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 11 条に基づき社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理（社会復帰促進等事業勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

(9) 追加情報

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」において、「労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。」とされておりましたが、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）において、「『独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）』に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。」とされております。